



議|会|報

かわべ

発行 川辺町議会

編集 川辺町議会報編集委員会

〒509-03

岐阜県加茂郡川辺町

中川辺1518-4

☎ (0574) 53-2511(代)

第66号

平成8年3月29日



わーい！ピカピカの保育園だー

(川辺第2保育所・上川辺)

こんな記事があります

平成7年第4回定例会 2～5

• 一般質問 6～18

• 意見書・決議を採択 5

• 議会日誌 18

• 平成8年第1回臨時会 5

平成7年 第4回定例会

平成7年第4回定例会は12月12日から20日までの9日間開かれました。

提出された案件は

- 人権擁護委員推薦についての諮問
- 条例の一部改正（4件）
- 平成7年度各会計補正予算（5件）
- 決議（2件）
- 条例の制定（1件）
- 特別会計繰入金の変更（2件）
- 可茂視聴覚教育事務組合会計歳入歳出決算の認定

など16案件で、いずれも原案のとおり可決、認定しました。主な可決案件をお知らせします。

町長の資産公開条例を制定

資産報告書はだれもが閲覧できます

今回は平成8年6月10日以降

条例の制定

政治倫理の確立のための川辺町長の資産等の公開に関する条例

平成四年十月の第一二五回国会において「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」が成立し、平成五年一月一日から施行されました。

同法第七条では市町村長についても、平成七年十二月三十一日までに条例を定めて、国会議員に準じた措置をすることが規定されており、今回この法律に基づいて条例を制定しました。

法律の第一条（目的）には「国会議員の資産の状況等を国民の不断の監視と批判の下におくため、国会議員の資産等を公開する措置を講ずることにより、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資することを目的とする」と定められ、条例第一条（目的）では、「（同法第七条に基づき）川辺町長の資産等の公開に必要なる事項を定める」としています。

作成を義務づけられている報告書は

- ・資産等報告書
- ・資産等補充報告書
- ・所得等報告書

・関連会社等報告書

で、任期開始の日以前所有する資産等（10項目）については資産等報告書、それ以後毎年新たに有することとなった資産等については十二月三十一日に所有する資産等を資産等補充報告書でそれぞれ定められた期間内に作成し、五年を経過する日まで保存しなければなりません。

これらの報告書は、報告書作成期間後、六十日を経過した日以後に町長が指定する場所で、執務時間中に閲覧することができま

条例の改正

職員給与と改定

平均一%引上げ

◆職員給与に関する条例

八月一日、国家公務員の給与改善について人事院勧告があり、十月二十日の国会で勧告どおり実施する給

与法案が可決されました。本町もこれに準じて給与改定の条例改正を行いました。

主な改正点は、一般職職員の給与を平成七年四月一日に逆上って平均一・〇パーセント（額にして一、四九二円）引き上げるほか扶養手当、宿日直手当など一部の手当を改定しました。

第二保育園新園舎の位置

◆保育所の設置及び管理に関する条例

第二保育所新築移転により新しい住所は「上川辺九三〇番地の四」になりました。



新築移転となった第二保育所（上川辺）

全部改正で名称も変更

税以外の歳入の滞納金の強制徴収
条項をなくす

◆川辺町税以外の諸納付金の督促手
数料、延滞金徴収並びに滞納処分
執行条例

条例の全部を改正し、条例の名称
も「川辺町督促手数料及び延滞金徴
収条例」に変わりました。

これは昭和三十八年に地方自治法
が改正され、それまでは地方公共団
体の収入金はすべて強制徴収の対象
とされていましたが、同年の改正に
よって町長が強制徴収できる範囲が、
法律で明定されたものに限定されて
おり、実情に合わないもので市町村条
例準則に合わせ条例の全部を改正し
ました。

◆平成七年度下水道事業特別会計繰
入金の変更

建設負担金と消費税の還付金が増
額になり、歳出歳入整理の結果、一
般会計からの繰入金を七十六万八千
円減額しました。

これで一般会計からの繰入金は二
億八千九百七十二万六千円になりま
した。

水道引込工事

申込者側でも行えます

◆川辺町上水道事業給水条例

現在給水装置工事のうち、配水管
から止水栓の間は町が設計・施工し
ていますが、平成八年四月一日から
はあらかじめ審査に合格した設計に
基づいて申込者側で施工できるよう
に改正しました。(工事施工者は町の
公認指定業者)



上水道引込工事

その他

◆平成七年度農業集落排水事業特別
会計繰入金の変更

補助金が確定したこと、処理場の
用地取得費確定、処理場の基本設計・
管路の実設計で減額変更が生じた
ことから、一千六百四十二万二千円
減額しました。

一般会計からの繰入金は三千五百
十五万六千円になりました。

◆平成六年度可茂視聴覚教育事務組
合会計歳入歳出決算の認定

可茂視聴覚教育事務組合の平成六

人事

人権擁護委員に

井戸 孝氏
いど たかし

(三選)

肥田満郎氏
ひだみつ お

(再選)

人権擁護委員二名の任期が平成八
年一月十四日で満了となるため、

年度歳入歳出決算について、地方自
治法施行令第五条の規定により決算
を認定しました。

これは可茂視聴覚教育事務組合が
平成七年三月三十一日に解散し、同
年四月一日に同事務組合と可茂地域
広域行政推進協議会及び可茂広域観
光推進協議会が統合して新しく可茂
広域行政事務組合を設立したことよ
るものです。

【決算概要】

歳入決算額 六、八〇八、四五〇円
歳出決算額 六、四二四、九二四円
歳入歳出差引残額 三八三、五二六円

この差引残額は新事務組合へ継承さ
れます。

人権擁護委員法第六条第三項の規定
により、町長から推薦について諮問
があり、議会は前記二名を適任と答
申しました。

川辺町の人権擁護委員は、今回非
改選の堀江辰由氏(西栃井)とで三
名です。

【井戸 孝氏】

大正15年7月6日生まれ
住所 下麻生二九九の九

【肥田満郎氏】

昭和7年2月1日生まれ
住所 比久見二二二八の一

補正予算

◆平成七年度一般会計(第五号)

一千二百二十八万八千円を減額し、予算総額は三十七億二千七百十三万六千円になりました。主な内容は別表のとおりです。

◆平成七年度国民健康保険事業特別会計(第三号)

三百二十三万三千円を増額し、予算総額は五億八千二百三十四万四千円になりました。

主な内容

【歳入】当初、一般財源で歳出計上していた特別対策費(医療費適正化事業としてパンフレット作成・ビデオ購入・レセプト等点検委託料などの費用)について、国の補助金が決定(二百七十一万六千円)した。

【歳出】平成六年度の療養給付費等負担金を受け入れ超過であったので国に償還します。(二百九十七万九千円)

◆平成七年度下水道事業特別会計(第三号)

百七十八万三千円を増額し、予算総額は十億五百九十六万三千円になりました。

主な内容

【歳入】消費税還付金及び下水道

事業債が増額となった。
(二百五十五万一千円)

【歳出】給料等人件費整理と木曾川右岸流域浄水事業建設負担金を増額。
(百七十八万三千円)
一般会計へ繰り戻し
(七十六万八千円)

◆平成七年度農業集落排水事業特別会計(第二号)

当初五千万円を予定していた補助事業費が四千万円に確定したため、一千九百二十五万二千円を減額し、予算総額は七千八百九十二万七千円になりました。

主な内容

【歳入】国及び県補助金を四百八十三万円、一般会計繰入金一千六百四十二万二千円をそれぞれ減額、町債を二百万円増額しました。

【歳出】管路の実施設設計が完了していないため、処理場の実施設計委託を見合わせたことにより委託料一千八百五十万七千円を、単価確定により処理場土地購入費六百六十五万七千円をそれぞれ減額。管路工事費六百万円を追加したほか、人件費の整理を行いました。

◆平成七年度水道事業特別会計(第二号)

職員の異動及び人事院勧告に基づき給与費等を整理し、百三十九万円減額しました。

(別表) 平成8年度 一般会計補正予算(第5号) △印=減額 () 内金額 (単位:千円)

歳入合計	△11,288	内訳説明(概要)	歳出合計	△11,288	内訳説明(概要)
分 担 金 金	1,990	《土木費分担金》急傾斜工事(300)、《民生費分担金》デイサービスセンター利用者分担金(520)、私立分保育料(1,170)	議 会 費	△65	給料等人件費整理
国庫支出金	1,991	《民生費補助金》デイサービスセンター運営事業(2,043)、《衛生費補助金》廃棄物再生利用推進(△52)	総 務 費	△8,143	給料等人件費整理(△8,537)、庁舎窓枠修繕(299)、印刷製本費ほか(95)
県支出金	3,146	《民生費補助金》高齢者在宅福祉事業(2,704)、《農水費補助金》農道舗装工事(217)、松食虫駆除事業(275) 《総務費委託金》統計調査費 7件増減計(△50)	民 生 費	4910	給料等人件費整理(△4,168)、《委託料》デイサービス等老人福祉事業(6,956)・私立保育園児童措置追加(1,683)、《償還金》老人福祉関係補助金等精算分 国・県へ(428)、その他(11)
財産収入	2,299	《不動産売払収入》土地売払い=道路改良に伴うもの(2,299)	衛 生 費	1,066	給料等人件費整理(947)、空缶回収機購入差額(△164)、資源集団回収奨励補助(235)、旅費(48)
繰入金	△94,829	財政調整基金繰入金	農 水 産 業 林 業 費	△13,362	給料等人件費整理(△2,123)、《委託料》下川辺・ほ場整備事業調査測量(4,000)、農道舗装・追加(724) 農業集落排水事業特別会計繰出金(△16,422)、松くい虫駆除事業追加(459)
繰越金	74,115	前年度繰越金(最終)	商 工 費	40	可茂地域工業用水連絡協議会負担金
			土 木 費	18,336	給料等人件費整理(△2,840)、県単独事業負担金 5件※(14,525)、《補償金》道路改良工事関係(4,814) 石神公園ベンチ新設工事(2,500)、下水道事業特別会計繰出金(△768)、その他(105)
			教 育 費	△14,070	給料等人件費整理(△16,311)、東小児童用手洗場工事(680)、机等備品購入(962)、その他(599)

※県単独事業=美濃~川辺線道路改良事業(追加)(2,500)、国道418号線道路改良事業(追加)(5,650) 同沿道修景事業 石神地内(4,000)・同全県花街道事業(2,000)・同舗装事業 山楠地内(375)

意見書・決議を採択

議員提案により意見書1件・決議1件を全会一致で採択しました

銃器犯罪根絶に関する決議

日本が世界に誇れることの一つに「治安のよさ」が挙げられてきました。しかしながら、最近の社会状況を見ると、スーパーマーケットの事務室で女性従業員三名が強盗に射殺される事件、警戒勤務中の警察官が暴力団に射殺される事件、集金中の銀行員が強盗に撃たれ現金を強奪される事件等銃器犯罪が多発しています。岐阜県内においても、けん銃使用の強盗未遂事件、刑務所職員の車両に向けての発砲事件などが発生し、住民に重大な不安を与えております。

住民が安心して生活するためには、銃器犯罪を根絶しなければなりません。

私たちは、一切の銃器犯罪を社会から根絶するために、このような法律を無視した反社会的な行為の徹底した取締りの強化を、警察及び関係機関に要請するとともに、「平和で安全な町づくり」のために、町民相互の交流を深め、啓発運動を行うなど積極的に取り組みます。

平成七年十二月二十日

川辺町議会

日米地位協定の見直しを求める意見書

沖縄で発生した米海兵隊員による少女への痛ましい事件は、非人道的で許すことのできない犯罪であり、沖縄県民をはじめ全国的に抗議の声が広がっている。

この事件にとどまらず、過去、在沖縄米軍による犯罪が多発し、米軍の拘留下にあった犯人が米国へ逃亡した事例などからくる日米地位協定への不信感が根強くある。

今後、このような事件の再発防止と良好な日米関係を維持していくため、両国間における率直な話し合いを通じ、真の友好的な日米関係を構築していくべきであり、住民が安心して暮らせる社会環境を守る立場から、米軍人、軍属の綱紀粛正の徹底、被害者及び家族への謝罪と十分な補償、日米安保条約に基づく地位協定の見直しについて適切な措置を早急に講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成七年十二月二十日

川辺町議会

平成8年 第1回臨時会

平成八年第一回臨時会が二月七日に開かれ、提出された三議案を審議し、いずれも全会一致で、原案のとおり可決し、同日閉会しました。

可決案件

◆ 平成7年度一般会計補正予算（第六号）

【歳入】基金繰入金（財政調整基金） 二百六万九千円

【歳出】総務費（企画総務費） 二百六万九千円

◎ これは川辺町第三次総合計画が三月定例会で議決された直後に、印刷製本を行います。当初の予定よりページ数が増えるため、当初予算額に不足する分を追加補正しました。

印刷部数は 総合計画書二百五十部、概要パンフレット三千五百部（全戸へ配布）です。

この補正により一般会計予算総額は三十七億二千九百二十万五千円になりました。

◆ 工事請負変更契約の締結について（二件）

I 汚水幹線ほか管渠（きよ）付設工事（第一工区）

請負変更契約の締結について

一、契約金額 変更前 六、九〇一万円

変更後 七、五三一万八、七五〇円

六三〇万八、七五〇円増額（消費税込み）

二、契約の相手 大豊建設株式会社名古屋支店

II 下中町ほか面整備工事（第二工区）請負変更契約の締結について

一、契約金額 変更前 六、六九五万円

変更後 七、三六二万一、三二〇円

六六七万一、三一〇円増額（消費税込み）

二、契約の相手 大日本土木株式会社

一般質問

そこが聞きたい 知りたい

一般質問は会期最終日十二月二十日に行われました。今回は八人の議員が登壇し、町の行財政問題を中心に諸問題について、町長をはじめ担当者の姿勢を質しました。

質問と回答の概要は次のとおりです。
(掲載順序は発言通知書の受付順です)



横田文夫 議員

問
鹿塩工業団地計画の推進状況と今後の取り組み姿勢について

鹿塩の工業団地計画については、七年度は各種環境アセスメントの年ということで、水質や大気等の本格的な調査が実施され、ほぼ完了したものとされています。

基本的に計画の実施に向けて大きく動き出すということですが、私たち地元はこの計画の正式な決定を期待を持って見守っています。

岐阜県を始め関係機関の進捗状況と、町の情勢はどうか。そして今後の町の取り組み方によって、県の対応も左右されると思われるので、その心構えをお尋ねしたい。また、地元としてどのようなことを期待しているのか。具体的に、できるだけ詳細にお知らせいただきたい。

答
八年度は諸調査
九年度用地買収
十年度から造成
最優先事業に位置
付け推進する

【企画課長】 鹿塩工業団地は中濃地方拠点都市構想に位置づけられ、働く場所の確保とリわけ若年層の定着を図ることを目的として取り上げられています。

町としては第三次総合計画に位置づけて事業の推進を図る方針です。
七年度は県土地開発公社が

県の委託を受けて、基本構想を策定中です。これは八年度中にはまとまる予定です。

中部通商産業局が環境影響調査を実施中で、現在、騒音、ばい煙、大気、水質等について調査を完了し八年三月中旬にまとまる予定です。結果については、基本構想と併せて報告する予定です。

八年度は、基本調査、測量、地質調査等の予定です。八年度末から九年度にかけて用地買収、十年から造成工事、関連工事を行い、十一年度から分譲に入る予定です。

町は県、県土地開発公社とで連絡会議を設置して、定期的な打ち合わせを行っています。

本事業の推進にあたっては地元との信頼関係、とりわけ地元との連携が重要であると考えております。そして本事業が地域発展の起爆剤になることを期待しています。

基本構想、環境影響調査終了次第、地元でも説明会等を行いますのでよろしくお願います。

問
専門の担当課係を置かなくてよいのか

鹿塩地区では現在、農業集落排水事業、ゴルフ場の増設工事が既に着手されており、さらに工業団地計画も重なりますと、各事業の横の連携を十二分に計っていかなければなりません。特に県道は一本道であり交通問題等も含めて連携が大切になってきます。事業を円滑に推進するため地域との連携も大切です。

工業団地計画では用地取得も町に依頼される公算が大だと伺っております。

工業団地計画については、企画課が担当し対処していますが、企画課本来の任務のほかに、この大事業を担当することは、たいへんなことだと心配しています。

町の基本的な考え方は企画課を中心として関係各課と調整し対処する方針だと聞いていますが、今後各課への割り振りや取り組みについて企画課の考え方を伺っておきたい。

関連して助役にお尋ねます。専門の担当課あるいは係など職員の配置について、どのようにお考えか。

工業団地計画の推進については、地元も対策委員会のような組織を設け、地域のコンセンサスを得ながら行政と協力し、地元の要望を取りまとめて、地域も計画に参画できるように、取り組みが必要だと思っております。

そのための窓口として課または係など担当の専門職員を置く考えはありませんか。設置するのであればできるだけ早く設置して対応してほしいと思えます。

答
新たな担当課は設置しない。現在の調整会議機能を強化して取り組み

【企画課長】 この事業は県が事業主体で、県土地開発公社が委託を受けて実施します。町の役割は、県に全面的に協力し、主に地元調整関係、用地関係の業務を行います。この事業の規模は約五十ヘク

タールで、また関連事業も多く、関係する機関も幅広く調整期間も長期化するものと考えております。

この事業は企画課だけではなく、庁内全組織、全町あげて取り組む問題であると認識しております。

八年度以降は事業段階に入るので関係機関との連携を密にしなから、現在ある調整会議機能を十分強化し、職員それぞれが役割を十分認識し事業を推進して行く方針です。企画課としては最優先事業に位置づけて、地域との連携、協調体制の下に進めていきたいと考えております。

【助役】 本事業は県営事業ではありますが、本町の役割として、地元対策、用地取得関係について応分な事務が分担されております。

地元や地権者の皆様の格別なご理解がなければ、到底この大事業を成し遂げることはできないと認識しております。地元対策協議会等の設置はぜひともお願いし、意志疎通を図って行きたいと思っております。限られた人員で、下水道事

業、飛騨川左岸事業など多くのプロジェクトがあり、企画課だけでは対応できないと考えております。今後の人員調整については現在検討しております。

専門担当課あるいは係を早急に設置することは難しいと思います。急ぎですが、十一年の分譲事業の段階までには、充実に図って円滑に事業が推進されるよう配慮していきたいと考えております。(注)工業団地関係記事では年号を省略しました。

問
納税組合による税の徴収取りまとめについて
徴税方法は時代に即応した形に

町民税等町税の徴収については、口座振替制度の導入、納税組合の活動等によりその効果が大きい上がっておりますが、徴収の仕方によっては個人のプライバシーに触れる恐れがあります。

町は昭和三十年に納税組合奨励規則が施行されて以来、納税の完納の美風をかん養し、奨励金を交付して組合の育成

につとめてこられました。

本年度も報奨金や育成補助金が予算計上されています。納税思想の普及に大いに効果があり、この点では今後も組合の活動に大いに期待をしたところですが、個人の税の取り扱いについては、時代の変遷に伴ってできる限り口座振替等に移行させるべきではないかと考えます。

地域によっては、組合の徴収で助かっている方もあるでしょうが、逆に問題視する方も昨今ではあるようです。

それぞれ一長一短があり、地域性もあるので一概に善し悪しを問うことはできませんが、時代に即応した形に移行していくべきではないか。今後の対応についての考えをお伺いします。

答
口座振替も増えたり、納税組合については徴収事務改善の中で検討

【税務課長】 納税組合は昭和三十一年から四十六年にかけて町内全域で組織され、平成六年度には一〇五団体、一六

〇八世帯が加入しています。加入率は五十四パーセントほどですが、近年は年に一団体ほど解散し減少傾向にあります。

組合活動の実態は、主に納税通知書や納付書の配布で、組合によっては集金も行っていきます。

町は組合の活動に対して、「納税組合奨励規則」により奨励金を交付しています。

ご指摘のように納税組合が配布する納税通知書等について、プライバシーにかかわるとしてご意見が寄せられていたため、平成四年度から納税通知書等は個別に封筒に入れておりますが、配布の有無そのものがプライバシーであるという考え方もあります。

町は平成四年度から積極的に口座振替の推進を行い、現在六〇パーセントが口座振替になっております。

これにより納税組合による納税通知書等の配布も少なくなっています。

現在、税務課では徴収事務の改善を検討中で、納税組合の問題についても組合長さん等にアンケートを行うなど、地域性も考慮しながら、皆様

のご理解が得られるように移行したいと考えております。

問
下水道工事に伴う
公営残土処理場を
設置しては

現在公共下水道関連の残土は、コンクリート、アスファルトを区別して再生処理場への搬出を義務づけています。しかし今後は宅内工事による掘削残土の処理問題がでてまいります。

本管工事のように大工事とちがいで、宅内工事は規模も小さく、個々の工事は町内の業者へ直接委託することになります。宅内工事で排出する残土はごく少量づつですが、それをどのように処理するか。一か所に集積し、まとめて再生工場へ搬出することも考えられますが、その費用は町民が実質的に負担することになります。

町が将来、テニスコートや総合グラウンド建設を考えているならば、この際処理場として使用しても差し支えない施設用地を一部でも取得して、一時利用すれば、下水の宅内

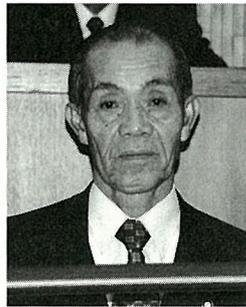
工事を円滑かつ低廉に行うことが可能になると思います。埋め立て処分場でなくとも一時集積場としての用地提供も含めて考慮できないか伺いたい。

答
利用地については
難しい問題もあり
プロジェクトチーム
をつくり十分検討
したい

【助役】 水洗化工事に伴う残土を、公営の残土置き場をつくり、少しでも（工事経費の）軽減を図ることについては、ごもっともなことだと思いますが、利用地について大変難しい問題も予想され、プロジェクトチームを作り十分検討したいと思っております。総合グラウンド計画は第三次総合計画の後期（五〜十年後）に検討させていただく考えですが、残土の問題については早急に結論を出すよう、他の市町村の実態等もよく研修して、検討したい。

【要望】

【横田議員】 よその市町の例を検討するのも結構ですが、町有地や公地で空いているものがあるはずですが。そういう土地を一時たい積場として、業者が利用できるようにすることで十分対応ができると思います。今必要なわけではありませんが、川辺町独自でやれることはやっていたらいいと思います。



則武 豊 議員

問
下麻生駅の自転車
駐輪場設置問題。
その後の経緯は

平成三年第一回定例会で中川辺や下麻生駅に自転車駐輪場設置をとということで質問しました。

中川辺駅については、立派な駐輪場が設置され、整然と駐輪されていて、川辺町の玄

関として環境、景観の保持に大きな効果があったと評価するものです。

下麻生駅にも駐輪場設置と同駅利用者や関係町民から強い要望があります。町当局もJRとの折衝を度々されたと思いますが、その経過についてお尋ねします。

下麻生駅前広場は、JRが必要最小限の用地のみを保有している現状ですが、四十台程度の駐輪場設置用地はあ

答
毎年JRに用地の
無償使用や駅前整
備と併せ要望して
いる。今後も強く
要望して行く

ると思います。町が用地を借り受けて駐輪場を設置することは可能と思いますが、町当局の今後の対応をお伺いします。



J R 下麻生駅前の自転車置き場

【総務課長】

下麻生駅の駐輪場設置については、毎年JR本社や美濃太田駅に対して、土地の無償使用や駅前整備と併せてお願いしております。

また、高山本線強化促進同盟会や高山本線・太多線複線電化促進協議会にも同様に意見書を提出しております。

中川辺駅の場合は国鉄清算事業団の土地でしたが、下麻生駅はJR東海の用地です。で、鉄道利用客の利便を考慮していただくよう、今後もしJR東海の本社や美濃太田駅に對して、強く要望して行きま

問
神坂く三和間及び
下麻生駅前周辺の
町道改良について

上川辺区神坂地内から美濃加茂市三和地区に至る町道〇一〇四号線、俗称地藏峠越えの町道は、近ごろ三和地区や神淵地区の道路が改良されて同地区からこの道路を経由する通行車両が大型車両も含め増加しています。

しかし川辺町内の道幅が狭く、行き違い等で危険な状況下にあります。舗装も甚だしく老化していますが、この道路の拡幅改良について町当局の考えをお伺いします。

美濃加茂市関係者から道路改良について要望書が提出されています。近隣市町村から川辺町へのアクセス道路でもあり、改良計画について町当

局の所見をお伺いします。

もう一点は町道〇一〇二号線の拡幅改良についてです。国道四一号线から町道二〇〇四号線を経由し町道〇一〇二号線を通して大豊製紙に入る大型車両が、反対車両と行き違うとき大変な交通渋滞となり、付近の町民からの苦情も多くでています。また同町道を通行する普通

乗用車も通行に大変支障をきたし困惑していますし、歩行者等の安全確保も保証できない状態です。

こうした状態を改善するため関係町民から常々強い要望が出ておりますし、上川辺区長からも八月に要望書が提出されています。町当局の対応について責任ある答弁を求めます。



下麻生駅前町道

当面的、大豊製紙へ出入りする大型車両を一方通行にするための道路改良を早々に実施されるよう強く要請します。

ご指摘の箇所は、工場と一般住宅が建ち並んでおり、工場へ入る大型車両や普通車両の通行で混雑し、交通の停滞も起り、また歩行者、自転車の通行についても危険な箇所と考えております。

答
神坂・三和間は公共事業で協議中。
下麻生駅付近は大型車が一方通行できるように検討する

【建設課長】町道〇一〇四号線は、延長三五八メートルの道路で、そのうち二〇八メートルは暫定改良されており、残り一五〇メートルが四メートル未満の道路であります。

この道路は神淵方面からの通勤者が増え、重要な路線になっております。

この区間の改良については近隣の市町や関係機関と公共事業でできないか協議・検討しております。

町道〇一〇二号線は中川辺から下麻生に至る、町道の中で最も長い一級幹線道路で、延長四六九メートル、幅員六メートルから三・五メートルの道路です。

所と考えております。

この区間の改良について地元と協議しておりますが、たいへんな用地が必要で、補償物件等も多いので、簡単にはできないと思います。

当面の対策としては大型車の一方通行ができるように、道路改良(舗装や部分改良)で交通の安全を図っていきたいと考えております。

【意見・要望】

【則武議員】JR下麻生駅の駐輪場についてはいろいろと困難な問題があると思いますが、町民主体に考えてできる限りの努力をしてほしい。同盟会などでいろいろ意見が出されますが、ここへ出席するJRの幹部と担当課とのコンセンサスが、取れていない感じが多分にあります。まずはこれまで以上にJR東海本社へ請願を行っていただきたい。



渡辺芳孝議員

問
大北地区の踏切を
抜本的改良で安全
な踏切に

川辺町一体と人命尊重の精神に基づき、下川辺のお宮西より石神曹源寺前踏切西までを「駅西地区」と表現して、道路事情、踏切改良についてお尋ねします。

現在JR高山線には、下川辺交差点の宮裏踏切から石神曹源寺前の第一高山踏切まで踏切が十か所あり、その中で自動車通行が可能な踏切は五か所あります。

このうち大北地区の加治田第一踏切、同第二踏切、関街道踏切は、本町への進入に欠くことのできない道路にあります。これらの踏切はこれから冬季に向かう中でたいへん危険な踏切です。

近年「駅西地区」は良好な住宅地として開発が進み、川

辺町の発展にとって重要な地域と考えます。しかしながら、これらの踏切は現在の交通事情を全く無視した踏切で、交通安全はもとより地域発展を阻害しています。

国道と鉄道により本町から分断されている「駅西地区」の住民は必然的に下川辺宮裏踏切を重点に利用することになり、運転者の心理として下川辺まで行けば可児、太田等で用事を済ませることになり、「駅西地区」は町外の衛星地区の様相を濃くしていく可能性を危ぐします。

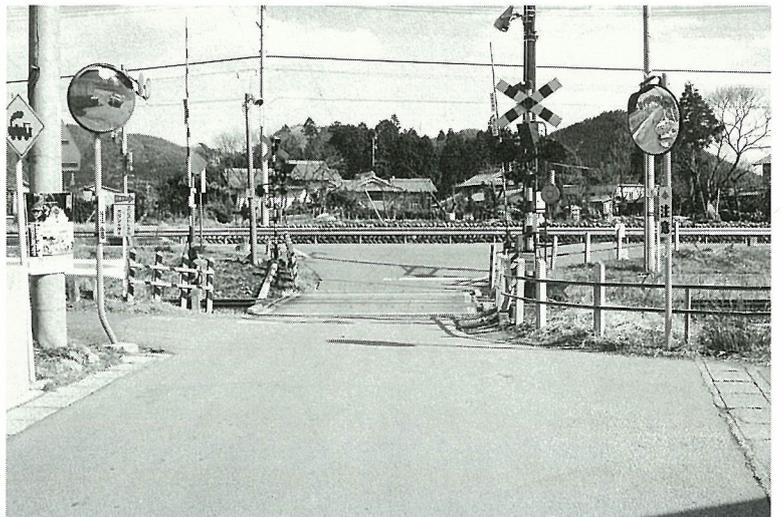
川辺町一体化と人命尊重の精神に立脚した安全確保のために抜本的な対策が必要と考えます。

町はこの踏切の安全対策をどのように検討されているか質問します。

答

現在位置での改良は困難。
改良は立体化・統合移設でJR市街地との連絡に重要な踏切として整備する町

【建設課長】
「駅西地区」は国道四一号线とJR高山線により分断されていますが、近年宅地化が進行しつつあり、住宅系土地利用において川辺町の発展には重要な地域と考えております。今後のまちづくりのために、ご指摘の踏切については常に関係機関と協議を重ねていますが、この安全対策には苦慮しています。



J R 第一加治田踏切

◆国道四一八号線の関街道踏切の改良については、JR側は立体化構造にするよう要求しております。理由はこの踏切が構内踏切で、遮断時間が長いこと、平面交差のまま改良するには、国道四一号线に右折車線を長くとれないことで、構造的に難しいということです。今後関係機関と協議し方

策を考えていきたいと思っております。

◆主要地方道美濃・川辺線の第一加治田踏切については、国道と踏切の高低差が一メートル程あり、また国道と踏切の間が短く、平面交差としての改良は困難であります。

このため踏切の位置を下麻生方へ移動して、新しく建設する計画を立ててはどうかということ、県やJ

Rと協議をしたいと考えております。

◆町道三三〇九号線にある第二加治田踏切も幅が狭く、両側にうちが建っており非常に困難な踏切です。

この踏切は第一加治田踏切と統合し、そこへのアクセス道路を考えてはと思っております。これも県やJRと今後協議を重ねて行きたいと思っております。

いずれも「駅西地区」と川辺町市街地との連絡に重要な踏切であるのでよく検討し整備して行きたいと思えます。



平岡久茂議員

問

神社境内の不燃物集積場は目に余る別の集積場を考えているのか

町内の数か所の神社境内に不燃物の集積場が見受けられ



神社境内にあるゴミ集積場（上石神）

【保健環境課長】 現在町内には不燃物の収集ステーションが三十九カ所あります。そのうち下川辺区、中川辺区、比久見区は各一カ所、石神区は二カ所神社境内を集積場所にしてます。現在のところ道路条件など収集ステーションに適した移転先がありません。

この件については、ごみ減量対策推進協議会の委員でもある区長さんに該当区

ます。昔から日本の家庭では、神仏への信仰も厚く、平和な国家繁栄と郷土の発展、そして一家の健康と幸福を祈り、感謝をささげてなごやかな生活を送っています。こういう神聖な境内に山積みされてる不燃物類を見ますと、数日とはいえ目にあまるものがあります。町はいつまでもこのような現状を継続されるのか。また

答
現在のところ適切な場所がない
区長に指導を依頼している

は別の集積場をお考えになったことがありますか。お尋ねします。

問
「医療費通知」の効果と、健康のシオリ同封について

のステーションについてご指導願うようお願いしてあります。

答
「医療費通知」の具体的な効果は分からない
健康シオリ同封はできない

厚生省の発表では「医療費通知」を実施をしているのは全市町村の九九・二％です。通知の内容は入院・通院の日数、歯科の別になっていますが、医療費通知の目的は受診を抑制するものではなく、適性受診を奨励するものと言われています。

通知するには費用もかかりますが、通知を出したただけの効果が上がっているかどうかお伺いします。

二点目は通知の内容を現在の入院・通院の日数、医療費の内容だけでなく、一歩進んで、病気に対応した治療方法や患者に効果がある健康のシオリなどを、「医療費通知」と一緒に送っていただくと良いと思います。いかがお考えかお尋ねします。

問
北小学校グラウンドの用水路を撤去できないか

また、産業祭をはじめとしたイベントなどを利用して、受診状況を分析した適切な健康づくりのためシオリ、チラシなどを配布し、住民の健康保持の指導、啓発を行っている。でご利用いただきたい。

北小学校のグラウンド内に用水路が通っています。農業用水路として設けられましたが耕地整備により現在使用されていないと聞いています。

教育の場、児童の体育の場としてグラウンドは欠かせない広場です。次の三点についてお伺いします。

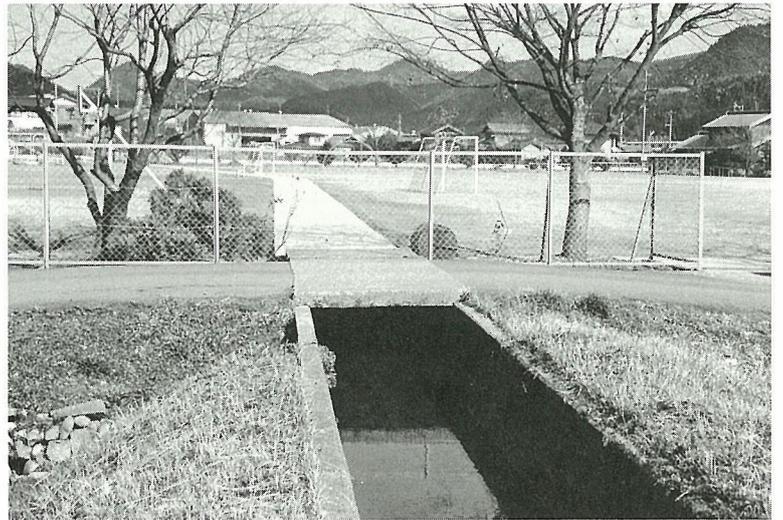
- ①グラウンド内の用水路を撤去する考えはないか。
- ②用水路が必要ならばヒューム管を埋設してグラウンド整備できると思うかどうか。
- ③用水路は鉄板でふたしているが、冬季は凍結による事故だけがや障害が起きた場合、保護者から治療費や補償問題がでてくると思うが、対応を考えているか。

現状をみると約三分の一がグラウンドとして利用できず十分なトラックも取れないようです。児童が良い環境で伸び伸びと活動できるように早急に実現していただくよう要望します。

答
現在排水路として活用中で、周辺の排水事業完成後に撤去の予定
(八年度以降)

【建設課長】 上川辺地区は昭和四三年に水害を受けた地区で、現在十分な排水施設がなく、川辺用水が排水機能の一端を担うということでもそのままにしています。近年宅地化が進み、公共施設等もでき、これに対応できる排水機能が必要になってきたことから、平成六年に川辺大橋から水無瀬林道北部にかけて、排水計画の調査をしております。

平成七年はこの排水事業の実施について関係機関と協議を重ねて、公共事業としての採択を要望いたしております。平成八年度にはこれらの事



グラウンド内を通る排水路

業を実施していく予定です。

これらの事業により排水機能が強化されれば撤去できると考えておりますので、その時点まで待つていただきたいと思います。

平成七年四月～十一月のグラウンドでのけがは五十件のうち排水路関係は四件

【教育課長】 北小学校の児童数は一九二名で、四月から

昨日までにグラウンドで起きたけがは五十件。そのうち排水路に関して起きたけがは四件です。いずれも、一輪車に乗って水路の鉄板の上を通過するときに転んで起きたものです。幸いすり傷で済んでいます。事故防止については、学校側も子供達に十分注意するよう指導しております。

治療費については、学校で起きたけがで個人が負担した場合、日本体育学校健康センターから県教育委員会保健体育課を通じて、見舞金として負担額に一割をプラスして支払われています。

グラウンドについては用水路に平方している延長が一三六メートルあり、幅は用水路から校舎までが二三メートル、グラウンド側が六四メートルで

トラックは二つあります。通常は一三〇メートルのトラックで活動しています。運動会などのときは二〇〇メートルトラックの方を使用しております。グラウンド内に排水路がなければたいへん有効に利用できませんが、排水路撤去の問題は上川辺地内の排水計画に合せて検討したいと思っております。



大脇久男議員

問
多目的グラウンドは比久見側に第三次総合計画の中で実現してほしい

多目的総合グラウンドの建設については、これまで一般質問で度々質問されているが、その都度、調査するとか、予算化するとか、格好のいい回答ばかりで、いまだに何の結

果も出ていない現状です。第二次総合計画では石神地内、美濃加茂バイパス(計画線)の近くに計画されたように記憶しています。

けれども、私の考えとしては、飛騨川左岸側には町の公共施設が現在何もありません。主要地方道可児・金山線が下吉田地区まで整備されると聞いております。川辺町のバランスを保つためにも、ぜひ、左岸側に多目的総合施設を建設されますよう検討していただきたいと思えます。

川辺町は可茂地区の中心でもあります。若人、青少年、高齢者のスポーツ・レクリエーションの広場として、また町民の健康・体育向上の場として、野球場、テニス場、ゲートボール場、そして四百メートルトラックのとれる運動場等、町民の声を実現に向けて多目的総合グラウンドの計画を具体化していただきたい。

本町は下水道関連の公共事業など大型プロジェクトにも着手されており、また第三次総合計画も検討されていますが、公園も兼ねた町民の憩いの場として、多目的総合グラウンドも第三次総合計画の中で



総合計画の説明会（役場で）

多目的総合グラウンドの候補地の選定に当たっては、多角的、総合的な見地で、ご指摘の候補地も含め、また、町の財政事情も考慮し、全町的な立場から検討をしていきたいと考えております。

【企画課長】 多目的総合グラウンドの建設については、平成元年の「ふるさと創生事業」の事業選択を行うにあたり、住民アンケート調査を実施した結果、ダム湖周辺整備事業と並んでもっとも要望の高いものでした。

答

第三次総合計画の後期計画で構想を図る。候補地の選定は全町的立場で検討

実現できるようにしていただきます。

本町は、まちづくりの視点から「ふるさと創生事業」としてダム湖周辺整備事業を採択し、平成三年から五年度にかけて右岸地域の整備を町の最重要施策と位置づけて取り組んできました。

多目的総合グラウンド建設事業については、現在策定中の第三次総合計画の後期計画において、スポーツ・レクリエーション・保健休養など、若者定住と町民のふれあいをねらった交流拠点の場として構想化を図る方針です。

特に第三次総合計画では、キャッチフレーズであります「ポート王国かわべ」を達成するため、ダム湖周辺整備事業と関連事業をまちづくりの核として、中長期的な視点で積極的に推進するよう位置づけております。

総合計画の説明会（役場で）

多目的総合グラウンドの候補地の選定に当たっては、多角的、総合的な見地で、ご指摘の候補地も含め、また、町の財政事情も考慮し、全町的な立場から検討をしていきたいと考えております。

【建設課長】 ご指摘の箇所は中部電力の所有地で、洪水時に冠水する河川法で指定されている土地です。確かに雑木が生え、これにゴミがからみ環境上よくないと思っております。

問

福島区内のダム湖周辺の荒れ地の環境整備について



井上幹雄議員

福島久口地内にはたん水区域として、五千平米ほど中部電力の土地があります。そのうち弁天神社から美濃加茂市境までの約百五十米程の間の川べりには、三千五百平米ほどの土地が雑木と草で荒れ放題になっており、またゴミがたい積して汚くて寄り付くこともできない状況です。付近の住民からは何とかしてもらわないと困るという声が出ています。

【建設課長】 ご指摘の箇所は中部電力の所有地で、洪水時に冠水する河川法で指定されている土地です。確かに雑木が生え、これにゴミがからみ環境上よくないと思っております。



ダム湖の雑草とゴミ（福島）

ダム湖周辺整備事業を進めておりますが、こは事業対象外の区域であります。中部電力には、このたん水区域全体の雑木の伐採、ゴミの撤去を毎年お願いしております。平成三年ごろから年一回ほど、雑木やゴミの撤去を実施しているようです。

く要望していききたいと思っております。また、町民の方にもクリーンな川にするためご協力をお願いいたします。

問

婦人会員の脱会が増えているが原因と対策は

最近、婦人会を脱会する人が多く、地域によっては全員

が脱会しているところもあると聞きます。また三月を迎えてやめる人もあるという話も聞いております。

町としても唯一の婦人団体として、会の育成・運営については補助金も出して、力を入れていくところですが、実態がこうした傾向にあるということについてどのように受け止めておられるか。また、原因について分かっている範囲でお伺いしたい。

働く女性の増加で
婦人会衰退は全国的傾向にある。
長期的展望に立ち
まちづくりの位置
づけたい

【教育課長】 川辺町婦人会の会員数は、七年四月一日現在七百五十二名であります。町から補助金三十万円を交付しております。

毎年五月に総会を開き、婦人会の重点目標を定めて支部活動、ボランティア活動、地域環境及び本部活動と幅広く活動しております。
婦人会の衰退問題について

は、川辺町だけでなく可茂地区十一市町村でも同じ現象が起きています。これは全国的な問題でもあります。

時代の流れで、最近は働く女性がほとんどで、自分に役がくる前に脱会されます。

こうしたことが各支部において例年、年度の終わりに話があるので、教育委員会も婦人会の大切さを説明しております。

会員からは「連合婦人会は脱退するが地元の活動は今ままでおり続ける」「自治会の中で活動する」「何かあった時は自治会から出る」「なにもメリットが無い」と言われます。

こうした中で意識改革をどう進めるか。また各年代層の考えをどう受け止め、どう取り入れるか。特に若い女性の声を聞き、単に「婦人会をどうするのか」という狭い視野でなく、長期展望に立ち、川辺町の女性や女性団体をまちづくりの中にどう位置づけるか。このようなことを意識して、今後の在り方を考えていきたいと思えます。



議員 船戸 進

問
日米安保条約廃棄
沖繩米軍基地撤去
地位協定見直し
代理署名問題を町
長はどう思うか

去る九月四日、沖繩本島で米兵三人による、野蛮極まりない少女暴行事件が起きた。犯人は明らかになったが、米軍は地位協定をたてに身柄引渡しを拒否しました。

米軍人による犯罪は、沖繩の本土復帰以後これまでに四七一件、そのうち凶悪事件が五〇九件も発生し、県民の基本的な人権さえも脅かされている状態です。

大田沖繩県知事も「基地あるゆえに起きてしまった」と強く抗議の意を表明しました。こうした事件は基本的には日米安全保障条約を廃棄し、基地を全面撤去しないかぎり、

この二つの問題について町長の考えをお尋ねします。

当面、治外法権の内容を持つ地位協定は、緊急に見直さねばならないと思えます。

十月二十一日、沖繩本島宜野湾市では「米人による少女暴行事件を糾弾し、日米地位協定の見直しを要求する沖繩県民総決起大会」が開催され、八万五千人もの県民が、また宮古島、石垣島でもそれぞれ三千人が怒りを結集し、日米両政府に対し、四つの要求として、

- ①米軍人の綱紀を肅正し、犯罪を根絶。
- ②被害者にたいする謝罪と完全な補償。
- ③日米地位協定の早急な見直し。
- ④基地の整理・縮小の促進を内容とした決議をしています。

十一月四日、太田知事は村山首相に対し、『日本全土のわずか〇・六%の沖繩県に、在日米軍専用施設の約七五%が集中し、米軍基地は、県土の一一%、沖繩本島では二〇%を占め、振興開発の推進、県民生活の安定を図るうえで、大きな制約となっている』

『米軍の存在は、日常的な航空機騒音の被害、生活道を封鎖して行う県道一〇四号線越えの実弾砲撃演習、住民地域に隣接した地域でのパラシュート降下訓練、米軍戦闘機やヘリコプター墜落事故など県民生活に様々な支障と、大きな不安を与えている』『現行の規定のままでは、米軍基地の整理縮小や基地から派生する諸問題の解決を図ることは困難』であると訴え、治外法権を許容している十項目にわたる地位協定の見直しを、早急に行うよう要請しました。

しかし、村山首相はこの最低限の要請にも応えないばかりか、米軍用地強制使用手続きの「代理署名」を拒否している太田知事を提訴するという、前代未聞の事態にまで踏み込む政治を強行しています。これら一連の問題について町長はどのようなご所見をお持ちかお尋ねします。

答
安保条約、基地はまだ必要と考える
地位協定見直しは速やかに交渉を

【町長】 沖縄の米軍基地問題については、米兵による少女暴行事件以来、諸問題がクローズアップされております。四つの問題点について私の考え方を申し上げます。

日米安保条約の破棄と米軍基地の撤去については

戦後五十年を経過し冷戦構造の時代も終わったが、私はまだまだ不安全な時代であり、日本の防衛とアジアの安全保障のため、また日米間の友好のためにもこの条約は必要であると考えております。

地位協定の見直しは

国民の生命と財産を守るために、治外法権的内容の地位協定の見直しは極めて必要であり、政府は速やかにアメリカ合衆国に見直しを求め、国民の生命と安全を守っていただきたいと考えております。

大田沖縄県知事の代理署名拒否については、

大田知事は沖縄県民の代表であり県民、特に基地関係住民の生命と安全を守るためには当然のことであると思えます。

また、毅(き)然とした態度は立派であり信念をもった知事であると思っております。

米軍の実弾演習の強行は

誠に遺憾なことであり、地位協定の見直しとともに政府は日米関係において早急に対処解決をいただきたいと考えております。

問 中学校校門扉やフェンスの急設と正門閉鎖はなぜか

六月に補正予算を組んで、急ぎよ、中学校校門に鉄さく門扉と体育館前にフェンスが設置されました。何らかの事情があつたのと思ひますが、その経緯についてお尋ねします。

普通、この種の工事は当初予算に組まれて施工されますが、どうして補正予算を組んでまで急いで設置しなければならなかったのか。またこの門扉やフェンスを設置することによどのような教育効果があるのかお尋ねします。これまで聞いたところでは、外部からの『問題行動』を防ぐためとか、校庭を汚れないためということのようですが、さらに不思議に思うのは、正門を開かずの扉にしていることです。

登下校時も含め平日の昼間も正門は閉めたままで、北門(私の感覚から言えば裏門)からしか出入りができない。

生徒は学校で言えば主人公的存在だと思いますが、それが正門から出入りできないのは決していい教育だとは思えません。来客に対しても良い印象を与えないと思ひます。少なくとも職員がいるときぐらひは開放すべきではないでしょうか。

また、校門に、中学校長、教育委員会、加茂警察署連名の案内板がかけてあります。なぜ加茂警察署の名まで記載しなければならぬのか。いろいろ理由があると思ひますが、学校は教育の場であるという基本的なことを今一度考え、生徒はもちろん保護者



川辺中門扉の看板

や一般町民に与える教育的影響にも配慮すべきではないでしょうか。

この門扉やフェンスがどうしても必要なものであれば教育の場にふさわしい、生徒が学校に誇りを持てるような、センスのあるものを考えるべきではなかったか。併せて見解を聞かせてください。

答 外部からの問題行動と夜間管理対策 正門開放などは様子と時機を見て

【教育長】 近年学校等における「いじめ」の実態はますます複雑・深刻化し、大きな社会問題となっております。昨年、川辺中学校でも「いじめ」等の問題が深刻化し、学校と家庭の連携を密にし、特に悪質なものは(警察)派出所の指導を受けるなどしてきしたが、今年に入ってからたいへんよくなってきました。そうした中でも校内のあちこちで、ごみの放棄やたき火の跡があり、学校としては夜間管理等がたいへん難しい。持ち込まれることもあって、「学校にどこからでも入れる状態を、早急に善処してほしい」と学校の強い要望があり急ぎよ設置したものです。その結果、外部からの誘いや夜間の校内での戯れ等がなくなり学校環境も良くなったと、学校はもとより地域の方にも大変喜ばれております。看板の文字については先に

述べた通り、外部からの問題行為者等への対策として掲げており、今後、学校としては様子を見極めながら時機を見て取り除いて行く考えであります。

正門を閉めているのは、外部からの問題行動に対処することと、生徒がどこからでも登校できる状況では、教師の目が行き届かない場合が多いということ、出入りを体育館の北西側一か所にしております。

これは毎日、登下校の生徒へのあいさつと、健康状態などの把握を行い、よりよい指導をしたいということです。

学校としては様子を見極め時を見て正門も開放する考えです。

問
工事や測量時の私有地立入り、境石の取扱いを厳格に

現在当町は、下水道や道路など諸事業の測量や工事が各所で行われ、これに伴って私有地の利用、立入り調査の機会も多くなっています。

この場合、当然地権者や管

理者に説明し承諾を得て行われていると思いますが、時折「説明がなかった」「許可なく無断で入った」など苦情が寄せられる事例があります。

事業にかかわるすべての職員や業者に対して、どのような指導・監督をしているか。また境石についても厳格な指導があるものと思いますが、関係する各課の状況をお尋ねします。

答
周知徹底を欠いた例もあり、反省している。今後は現場管理に努める

【建設課長】 工事に当たっては関係地権者、管理者と現地で立会いの上、工事の概要を説明し了解を得て工事を行っています。

特に私有地を利用して工事を行う場合は、利用目的、工事完了時の復旧についてよく説明し、理解を得て実施するように関係業者についても指導しております。

委託業務、特に測量についても業務目的、業者名、期間、場所について地権者、管理者

に説明し、了解を得て行っています。

しかし、今回発注しました委託業務については、事務の簡素化ということで、業務目的、業者名、期間、場所等について区長さんや議員さんについて説明し、その後回覧で私有地の立入りをお願いしました。その結果、関係者全員に周知できなかった点があったと思われまます。二件ほど苦情を受け、深く反省しております。

境石についても、事前に地権者、管理者と現地立会いのうえ境界を確認し、控え杭を打って距離を記録し、終了後の戻し方を説明して、了解いただいでから工事を実施します。戻した後も地権者、管理者に立会っていただき確認を受けるよう指導、監督しております。

【下水道課長】 下水道工事でも、狭い道路では境石を取り除かなければ施工できない場合があります。

その場合は事前に隣地の所有者に境界の確認をお願いして、支障のない場合は控え杭を設置して、工事完了後直ちに復旧するよう指導しております。

ます。

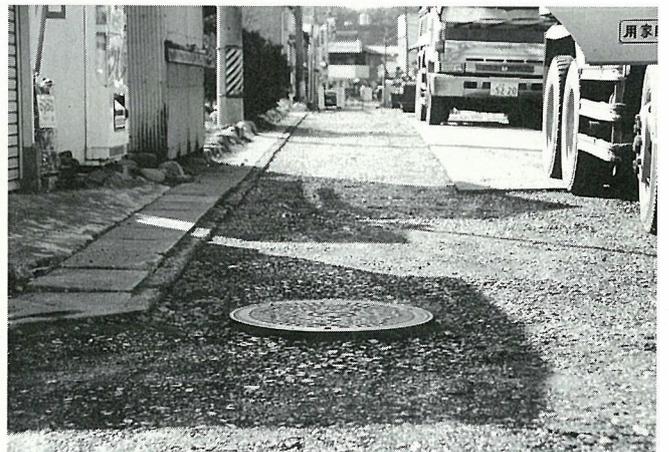
これまでに境石を無断で取り除き、後から隣地所有者に確認をいただいで、ご了解を得た事例があり、たいへん遺憾に感じております。

原因は、工事開始前に地権者の方に十分な説明がされていなかったものと思っております。

今後はこのようなことのないよう、業者への指導の徹底と併せ町としても、現場管理の充実に努めて行きたいと思えます。

問
工事に伴う道路の仮復旧を親切に。事故の責任はどこ

下水道工事に伴う道路の仮復旧で、極めて拙劣な工事を散見します。業者によってかなり差異があるようにも見受けまます。こうしたことが原因で通行者に不測の事態があった場合や周辺に迷惑をかけている場合どこが責任を負うの



下水道工事の仮復旧

答
仮復旧は生活道路開放を優先するための応急処置。通行者の安全第一で十分な点検実施

か。町に監督責任はないのかお尋ねします。

【下水道課長】 仮復旧は、本復旧までの応急的な処置で、住民の日常生活に大変ご迷惑をお掛けするので、支障を少なくするため、仮舗装で復旧し道路開放をしています。

仮復旧は下水道管布設後土砂で埋め戻し、砕石路盤を敷設して、一、二週間内に仮舗装します。まだ路盤が安定しないまま行うので、沈下した時は仮舗装の上に、また合材で部分的に補修をするので、もとの地盤より盛り上げて施工する箇所もあります。

車による振動等で苦情を受けたこともありませんが、道路通行者の安全を守ることを第一に考え、点検を十分に行い危険な箇所は至急直させるよう業者を指導して行きます。不測の事故があった場合、仮復旧では工事施工上の問題であり、請負者の不注意によるものとして、請負者の負担となります。

すが、まだまだ、多く苦情があります。基本的には飼い主のモラルを高め、他人に迷惑をかけるな思想を持っていただくのを待つしか方法はないかも知れませんが、なお一層の努力と研究をお願いする。

なお農道やあぜ道についてもきちんと処理されるよう呼びかけてほしい。これは農作業を行うときに大変迷惑されておられるということですから。農道の場合、意外と安易に考えておられる方もあると思われまので、よくPRしていただきたい。

問
犬散歩時のふんの始末について
農道やあぜ道でも
きちんと始末を

犬の散歩時のふんの始末については、度々、放送や広報で注意を呼びかけられていま

答
モラル向上のPR
に努め、農道や公園についても機会をみてPRします

【保健環境課長】 犬の散歩時のふんの始末については、色々とPRをしておりますが、守られなくて残念です。

飼い主のモラルの問題であり、今後もモラルの向上のためにはできる限り住民の方々の要望にそうよう、また、農道、公園等についても機会を

とらえながらPRをしてまいります。この件についてはごみ減量対策推進協議会の中でも環境美化問題として、区長さん方にも取り組んでいただきますようお願いしています。



辻 武史 議員

問
福祉行政にはきめ細かい対応と配慮が求められている

不幸を余儀なくされお困りの家庭の悩みはさまざま、まさに九十九軒のお宅には九十九通り以上の悩みが存在しています。

それだけに福祉行政には、とりわけきめ細かい対応が求められていると思います。担当課の努力には、並々ならぬものがあり、個々の問題で説明を受けると、なるほどと感ずるものです。それでも

際限の尽きない問題でありまので、一層の精進を願うものです。最近、出会った事例を参考のために紹介します。

家族がそれぞれ障害をもつ家庭で、長男が岐阜県心身障害者保険に加入していました。

その方が平成元年に亡くなられたましたが、その保険の受取り手続きがされないまま、その後も窓口の銀行の求めに応じて、掛金を払込んでこられました。

今年十月、県の障害福祉課からの、加入者一覧表を見た当町職員が気づいて「この人は七年前に亡くなっている」と県に対応を求め、本来三年以内に申請しなければ無効となるものを、いくつかの処理をして保険金を受け取ることができました。掛け過ぎた分も戻りました。

これは遺族が目の不自由な方のため起きた事件ですが、不幸を背負ったご家庭には節目目でのチェックが必要ではないかと考え、担当課の一考を求めるものです。

日常生活に不自由な方をよく把握し身体障害者福祉を推進して行く

【住民課長】 身体障害者への援助は、国、県及び町で実施しておりますが、対象となる事業は多種多様でその選択に迷うこともあります。

こうした中で援助を受ける方も、直接窓口で相談される方、町内の民生委員や身体障害者相談員を通じて相談される方と、さまざまですが、本人やその家族にとって最良の選択、助言をすることが必要だと思えます。

各種制度について認識を高めるために、県発行の「障害者福祉の手引き」を分かりやすくした町独自の冊子を発行するため、現在整理中です。何とか今年度中に発行したいと思えます。

今後も民生委員、保健婦、ホームヘルパー等の協力を得て、日常生活に不自由な方を把握するとともに、身体障害者福祉を推進し、身体障害者も、普通の生活ができるように努めていきたいと考えています。

紹介のあった事例は、身体障害者扶養共済制度のことで、この制度は障害者、障害児を扶養している方が、相互扶助の精神で掛け金を出し合い万一の場合に、障害者に年金を支給する制度で県が主体となつて事務を行っております。

町は加入希望者の利便を図るため住民課の窓口で受付しておりますが、その後の事務処理は県の担当課で行います。

この度の件については、その方にホームヘルパーを派遣して、各種の手紙や内容を確認して、適正な処理また助言を行ってきました。

たとえ県の事務であっても今後このようなことが起きないように、県と協議をし、できる限り努めていきたいと思っております。

問
企業の公害問題は住民の立場で解決を図り、結果を住民に報告されたい

住民側から寄せられる企業の公害問題に対応するに当たり、担当者は住民と企業をや

やもすると五分五分の関係で見ているような節が見受けられる。はっきり住民側の立場にたつて対応するよう求めるものです。

ある工場における騒音、粉じん、早朝の大型車両による原料搬入など、住民の方々から苦情、不満が寄せられた件でも形式的な対応で済ませてきたような気がします。

状況の調査について付近の住民の人たちと話し合ったものの、その後、会社に対する申入れの際は、住民代表と同行したわけでもなく、その結果も逐一報告されていないようであります。

項目別に挙げられた一つ一つについて、問題が改善されているか、その点検も行われていないようです。

付近の住民に電話して聞くこともできるのにやっている。もう少し誠意がほしい。いやしくも、頭に株式をい

ただく企業と個々の住民では明らかに前者の方が強大で力もあることは明白です。常に弱い住民側に立つて行政の目を絶え間なく注いでこそ、心ある行政と頼りにされるのではないのでしょうか。

答
住民の側に立つて今後も企業を指導し、住民には結果を報告する

【保健環境課長】企業の公害問題や住民の苦情等については、企業に対して行政指導を行っていますが、住民の方々の苦情については、苦情等のあった側に立つて考え、指導してきたと思っております。今後もこの立場で考え、指導していく方針でございます。なお、指導したことについて苦情のあった側に報告がなかったということですが、今後、苦情のあった住民にその結果を報告し、理解を求めよう努めてまいります。

議会日誌

- 12/ 1 建設農林委員会協議会
- 4 民生文教委員会協議会
- 5 総務委員会協議会
- 7 議会運営委員会
- 12 第4回定例会初日 議案説明、質疑
- 15 消防団幹部会に議長出席
- 16 区長会に議長出席
- 20 第4回定例会最終日 一般質問、討論、採決
- ” 全員協議会
- 22 一部事務組合議会に議長出席
- ” 消防積載車引き渡し式に議長出席
- 28 消防年末夜警議長巡視
- 1/ 4 消防出初め式に議員出席
- 15 成人式に議員出席
- 19 郡議長会長会に議長出席（岐阜市）
- 22 全員協議会
- 23 郡議長会に議長出席
- 25 商工会新春懇談会に議長、総務委員長出席
- 31 多治見市外14市町村伝染病予防組合に議長出席
- 木曾川右岸利水協議会に議長出席
- 総合老人福祉施設竣工式に議員出席

【第66号の正誤表】

誤

正

4 ページ下段

(別表) 平成8年度

(別表) 平成7年度

5 ページ下段

I 汚水幹線ほか管渠(きょ) 付設工事

I 本町汚水幹線ほか管渠(きょ) 布設工事